

土木学会委員会規程

平成16年6月18日 理事会制定

(総則)

第1条 この規程は、土木学会細則第38条に基づき、会務執行のために設置する委員会および臨時の目的のために設置する特別委員会の基準について定める。

(設置または廃止)

第2条 委員会の設置または廃止は、理事会で決定する。ただし、設置のときは、委員会内規案を理事会に提出する。

(構成)

第3条 委員会の委員は、会員およびその目的にそった学識経験者等で構成する。

2. 委員会に、委員長をおく。委員長は、理事会の承認に基づき、会長が委嘱する。
3. 委員会の委員は、原則として、委員長の推薦によって、会長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、つぎによる。

- (1) 委員の任期は、原則として2年とし、重任を妨げない。ただし、委員会の任務の終了したときは、この限りとしない。任期の区切りは、原則として通常総会とする。
- (2) 特別委員会は、原則として、その委員会の存続期間とする。

(開催)

第5条 委員会は、委員長が、招集する。

2. 委員長は、必要に応じて、文書をもって委員の意見を徵し委員会の開催にかえることができる。この場合は、その結果を委員に通知しなければならない。

(小委員会等)

第6条 委員会は、必要に応じて、会務担当理事の承認を得て、小委員会、部会、幹事会等（以下「小委員会等」という）を設けることができる。

2. 小委員会等の委員長、委員、幹事等は、原則として当該小委員会等を設置する委員会の委員長の推薦によって会長が委嘱する。

(内規)

第7条 委員会は、目的、事業、存続期間、構成、委員長・委員等の選出方法および運営に関する事項を含む内規を定め、理事会の承認を得なければならない。内規の改正の場合も同様とする。

(成果の報告)

第8条 委員会は、その事業の成果を得たときは、理事会に報告するとともに、会員等に公表することを原則とする。

(事業計画および予算)

第9条 委員長は、定められた時期に翌年度の事業計画および予算（小委員会等のものを含む）を会長に提出しなければならない。

(事業報告)

第10条 委員長は、当該年度終了後、速やかに事業報告を会長に報告しなければならない。

附則

(施行期日)

①この規程は、平成16年6月18日から施行する。

(委員会の区分)

②委員会、特別委員会の区分は、理事会で決める。

(規程の変更)

③この規程は、理事会で変更することができる。

(規程の廃止)

④この規程の制定に伴い、土木学会企画・運営委員会規程および土木学会調査研究委員会規程は平成16年6月18日をもってこれを廃止する。